

社会主義法における所有権のタイプと形式

アウレリアン・ヨナスク
鎌田 薫・訳

一、はじめに

社会主義は、生産手段がもはや個人の手中にとどまらないことを要求します。というのは、そのような——他の財物の生産のために用いられる——手段の私的所有は、必然的に、他人の労働の搾取をもたらすからであります。社会主義の目標は、そうした搾取を終了させ、生産手段に対する関係でのすべての社会構成員の平等を実現し、そうして、すべての者に充ち足りた生活を保障することにあります。それ故、生産手段は、集団に属していなければならないのです。

このような要求は、「しかし、」個人的消費のための財物および

社会主義法における所有権のタイプと形式

び社会構成員の物質的・文化的欲求をみたすことにあてられる個人的な使用・便益のための財物を個人の所有にすることを、決して妨げるものではありません。

そのような種類の物の個人的所有は、他人を隷属させることを認めるものではありません。それどころか、それは、経済的繁栄の、社会各構成員の物質的・文化的な生活水準を間断なく向上させるために社会主義が追い求めている豊かさの、一つの微表なのであります。

カール・マルクスとフリードリッヒ・エンゲルスは、共産党宣言の中で、次のように言っています。「われわれ共産主義者は、「自分の」労働によって取得した個人的所有を、すなわち個人的

な自由の・すべての活動の・そして個人の独立の土台をなす所有を廃止しようとのぞんでいって非難されている……われわれは、生命の維持とその直接的な再生産のために不可欠なこの労働生産物の個人的な所有の形態を、すなわち他人の労働に何らかの支配を及ぼしうるような純収益を少しも附加することのない所有形態を決して廃止しようとは思っていない……共産主義は、社会的生産物を自分のものにする可能性を誰からも奪いほしくない。それは、ただ、その所有によって他人の労働を隷属させることを禁ずるだけなのである」と。

マルクスは、ゴータ綱領批判の中で、生産手段の私的所有が、所有者自身の労働に基づく個人的所有を殆んど否定してしまうことになることを指摘しています。そして彼は、生産施設と生産手段の私的所有の廃棄によってのみ、個人的所有が、生産手段の社会的所有を土台にして、再建されることができらう、と教えています。

こうしたことから、それまでは知られていなかった生産手段たる財物と消費のための財物との区別が、社会主義法では、最も重要な財物の分類であるとされていることの理由が理解されます。

社会主義国家は、主要な生産手段の所有者であります。それはまた、その他のすべての財物の所有者になることもできます。

協同組合およびその連合は、それらが生産の用に供している生産手段およびそれらの活動の目的に適合するその他のすべての財物の所有者になることができます。社会団体（労働組合、作家同盟、芸術家同盟、文化団体、スポーツ団体等）もまた、それらの規約に定められる目的の実現に必要なすべての財物の所有者になることができます。

個々の社会構成員は、個人的な消費のための財物およびその物質的・文化的欲求をみたすことにあてられる個人的使用・便益のための財物の所有者になることができます。

国家的所有と協同組合のない社会団体的所有とが、社会的、*proprété socialiste* の二つの形式 *forme* を構成しています。

社会構成員各人の、自己労働による所得とその貯蓄、ならびに個人的消費のための財物および個人的使用・便益のための財物の所有は、個人的所有 *proprété personnelle* であります。個人的所有は、社会主義的所有から派生しています。というのは、その淵源が社会主義的生産過程つまり集団に属する生産手段の運用による生産過程における社会構成員の労働に存するという意味においてであります。社会主義社会においては、労働生産物の総体が社会的生産物なのですが、その生産物のある部分は、消耗された生産手段の補充、生産の拡大、社会・文化的

利益創出のための資産および留保・保障資産の形成にあてられます。これらの資産（「フォンド」）は、その用途からみて、依然として社会的所有にとどまります。社会的生産物の他の部分は、個人的および社会的な消費の用に供されます。管理の費用、「共通の必要」（文化施設、保健施設等）および労働無能力者に割当てられる分を控除した後に残ったものは、生産者個々人に對して、その必要をみたすために、分配されます。その際、労働の質と量に應じて各人に、という社会主義の原則に應じて、分配されるのです。労働者が個人的所有権を取得するのは、まさしく、この部分についてであります。このように、個人的所有は、社会（「主義」）的所有（国家的社会主義的所有および協同組合的所有）の当然の帰結として現れるのであり、社会（「主義」）的所有が個人的所有の物的基礎であり、かつ、その担保でもあるのです。個人的所有権が社会主義的所有から派生するといわれるのは、このような意味においてなのであります。

二、経済的観点および法的観点からみた

所有の概念

社会主義における所有権のタイプと形式の体系をより良く理解するためには、マルクス主義の考え方では、所有の概念が、経済的観点および法的観点から、どのように理解されているか

社会主義法における所有権のタイプと形式

を、簡単に説明しておくことが必要なように思われます。

経済的概念としての所有は、その広い意味では、社会的生産関係の総体であり、狭い意味では、生産の前提および条件、つまり生産手段に対する個人および集団のポジションであります。経済的な所有の概念は、常に存在し、国家と法の登場する以前においてさえ存在していました。マルクスは「いかなる形式の所有も存しないところでは、いかなる生産様式についても、それ故いかなる社会についても語ることができない」と述べています。

法的概念としての所有は、法による経済的所有関係の規制であり、所有権 *droit de propriété* の形式をとります。それは国家と法の出現を前提としています。

所有権の性質および内容は、経済的所有関係の性質と内容に對応し、経済的所有関係は生産力の発展段階に應じて決定されます。したがって、所有権は、どんな時代にも同じであるわけではなく、歴史の流れの中で変化するので、それ故、歴史上に次々と登場するさまざまな社会体制に對應して、さまざまなタイプの所有権の弁証法的な運動が存在するのです。つまり、所有権は、人がその生存のために必要なものを生産する諸条件と緊密に結びついており、したがって、一定の生産様式は、「それに固有のもの」とみなされる生産諸条件に対する人々の

諸関係という意味において、それに対応するタイプの所有を要求するのです。

擄取に基礎をおく社会の経済的諸関係には私的所有権 *droit de propriété privée* が対応します。

所有権 *droit de propriété socialiste* が対応します。

つまり、所有権は、常に、物的財産の生産様式に応じて変化するのであります。

これに対して、所有権の側からも、生産過程に影響を及ぼします。すなわち、ある物を生産するためには、別のある物を生産的に消費したり変形させたりしなければならないのですが、それらの物を使用収益し処分する権能、つまり目的物の内容を変形させたり消費したりする権能をその名義人に付与するのは、所有権以外の何物でもないのであります。

所有権は、その他のすべての財産権の基礎であります。それらの財産権は、民事法上の道具〔概念〕にしすぎないものですが、その援けをかりて経済活動は展開するのです。経済的には、生産過程が基本的かつ主要な要素でありその他の派生的・二次的な経済過程（流通分配・消費）の内容と形式を決定するものであったと同様に、「法的には」基本的権利であり、かつ、生産過程における法的必要条件でもある所有権のタイプが

その他のすべての物権の、そしてまた債権債務関係の内容と様相を支配しています。

したがって、生産手段の所有権がその他のすべての物権と債権との基礎であり、それらの権利が一体となって生産・流通・分配・消費の諸関係の法的上部構造を形成しているのです。

これまでは、いつでも、所有権は、その名義人に付与される属性の側面から定義されて参りました。すなわち、使用し、収益し、処分する権利 *ius utendi, fruendi et abutendi* というのがそれでありました。しかし、これでは不十分です。というのは、それは、所有権の法的な内容しかみておらず、——しかも、それさえ、あらゆる側面をみているわけではないのです——その社会的経済的な内容は全面的に無視されているからであります。

それ故、社会主義国の法律家は、一般に、所有権を、法律によつて個人または集団に認められるところの、生産手段および生産物を自己のものとし、かつ、それらの物について、占有・使用・収益・処分の権利を、自己固有の権限により、自己固有の利益において、行使する権利であると考えています。このように定義することによつて、経済的な所有の關係が、法律——すなわち、支配階級の意思の、それ故社会主義社会においては全人民の意思の表明——による承認の結果として、個人または集団のた

めに、権利になるということが明らかにされます。同時に、所有権者は所有権の属性を自己固有の利益において、自己固有の権限によって行使すること、および、所有権者の権利は法律によってのみ確定され制限されるのであって、他人の意思によっては確定も制限もされないということが付け加えられております。この点が所有権とその他の物権——さらにはその他の財産権——と異なるところであります。所有権以外の財産権は、法律によって確定され制限されるのみならず、それらの権利を設定する所有権者の意思によってもまた確定され制限されるのです。

三、社会主義法における所有権のタイプと形式

社会主義社会に特有の所有権のタイプは、社会主義的**所有権** *droit de propriété socialiste* であり、これが社会主義の基本制度であります。

社会主義的**所有権**は、単一の**所有のタイプ**であります。これには二つの**形式** *forme* のものが含まれています。国家的**社会主義的**所有権** *droit de propriété socialiste d'Etat* と協同組合的**（ないし社会団体的）社会主義的**所有権** *droit de propriété socialiste coopérative (et des organisations sociales)* とがそれであり、これら二つは、生産手段の社会化の別の段階を示しています。****

社会主義法における所有権のタイプと形式

国家的**社会主義的**所有権**の形式は、生産手段が社会全体のレベルで社会化されていることを示すもので、社会主義的**所有**の最高の・指導的な形式であります。**

協同組合的**社会主義的**所有権**の形式は、生産手段が法人たる人の集合（協同組合または社会団体）のレベルで社会化されていることを示しています。**

社会主義的**所有権**のタイプに、個人的**所有権** *droit de propriété personnelle* が結びついていきます。これは、既に見たように、社会主義的**所有権**から派生するものであります。

所有権のもう一つのタイプは、生産手段の**私的**所有権** *droit de propriété privée* であります。これは、それぞれの社会主義国によってさまざまですが、限られた範囲内で小規模農業経営および小規模手工業の個人による**所有権**の形式で存続しています。いずれの場合にも、他人の労働を利用することなく所有者およびその家族構成員の個人的労働に基づく「ものでなければなりません」。**

したがって、社会主義法においては、生産手段の**所有権**に二つのタイプのものが存することになります。

第一は、社会主義的**所有権**のタイプであります。これには次の二つの形式が含まれます。

(1) 国家的**社会主義的**所有権****

(2) 協同組合のない社会団体的社会主義的所有権

第二は、私的所有権のタイプです。これは限られた範囲内で存続しておりますが、他人の労働を利用したり、搾取したりすることがあつてはなりません。

第一のタイプから、個人的所有権が派生します。これは、消費および個人的使用のための財物を対象とする社会構成員の権利です。

以上が、ヨーロッパの社会主義国すべてに通じる所有権のシエーマです。ただし、ユーゴスラビアだけはこの例外となります。

ユーゴスラビアでは、一九六三年の連邦憲法典第八条によつて、生産手段は社会的所有の対象であり人民全体に属するのであつて、所有権の名義人としての国家を有しないとされていまず。つまり、生産手段は、社会全体に、直接に、国家の媒介なしに属しているのです。ここでは、法的観点からの対応物をもたない社会的（経済的）な所有のみが問題とされています。したがつて、ユーゴスラビアでは、生産手段は社会に属しており、その所有権は存在しておりません。しかも、生産手段に対する所有権は、憲法典によつて、明文で禁止されてさえおります。これは、有名な社会主義法の専門家であるブラハのV・クナツプ教授によつて到達された結論なのであります。

ユーゴスラビアの社会主義的企業も、これまた、所有権の名

義人になることができませぬ。それは、生産手段についてオリジナルな使用権 *droit d'usage originarie* しか持ちませぬ。ここでオリジナルな使用権といつたのは、それが所有権から派生するのではないからです。なぜなら「ユーゴには」所有権が存在しないからです。

四、国家的社会主義的所有権およびそれに

対応する新たなタイプの物権

国家的社会主義的所有権は、国家によつて代表される人民に属する権利で、生産手段および生産物を自己のものとし、かつ、それらの物について、社会主義国の法律が認める占有・使用収益・処分属性を、自己固有の利益において、行使するものであります。

国家的社会主義的所有権の客体となる財物は、いわゆる「国家的社会主義的所有の単一の資産」*Einzelvermögen* を構成し、それは社会主義国家によつて代表される人民全体に属します。

国家的社会主義的所有権の唯一の主体は、したがつて、社会主義国家であります。このことは、すべての社会主義国の法律によつて明示的に認められておりますが、既に見たようにユーゴスラビアだけは例外で、ここでは、国家に所有権の名義人としての地位が認められておらず、生産手段は直接に人民に属し

ています。「社会主義諸国の」法律が用いる文言はさまざまですが、それらはみな同じ考え方を示しております。たとえば、一九六三年のソ連と連邦構成共和国の民事基本法第二一条は、「国家は、国家のすべての財産の唯一の所有者である」といい、一九六四年のポーランド民法典第一二八条第一項は「国民の——国家の——社会主義的所有（財産）は、不可分一体として、国家に属する」とし、一九六四年のチェコスロバキア経済法典第六三条は、「国家は、国家的社会主義的所有の客体をなすすべての物の唯一の所有者である」といい、一九五九年のハンガリー民法典第一七〇条は「国家的社会主義的所有権は唯一不可分である」とし、一九五一年ブルガリア所有権法第四条は「社会主義国家によって代表される人民が人民全体の財産の唯一の所有者である」と規定しています。ルーマニアでは、一九六五年の憲法典第六条および第七条が、人民全体に属する財産についての社会主義的所有権の唯一の名義人としての国家の地位について定めています。

マルクスおよびエンゲルスの思想から出発し、ソビエトの偉大な民法学者A・V・ウエネディクトフの国家的社会主義的所有に関する有名な著作に依拠して、ルーマニアの法律家達は、(二)の形式のもとの)社会主義的所有権および新たなタイプの物権に関する理論を構築しました。それは社会主義法一般に

社会主義法における所有権のタイプと形式

ついで原則として通用する理論であり、その概要を以下に示したいと思います。まず最初に国家的社会主義的所有権について、次に協同組合的社会主義的所有権について説明します。

国家的社会主義的所有権は、絶対的で、排他的で、時効にかからず、しかも、原則として譲渡も差押えもできない権利であります。

その絶対性は、他のタイプや形式の所有権の絶対性よりも一層強められています。それは、法律上の原因なしに国家の占有から離脱した国家的社会主義的所有物の善意占有者に対しても對抗しうるという点にあります。

排他的であるというのは、その他のタイプや形式の所有権と異なり、国家に對抗可能な他物権（地上権・用益権・使用权・居住権・地役権）の設定によって分割されることができないという意味にあります。

また、国家的社会主義的所有権は、絶対に、時効にかかりません。というのは、国家的社会主義的所有物の取戻権は、動産・不動産を問わず消滅時効の抗弁によって排除されることがなく、また、不動産の時効取得または動産の善意取得の抗弁によって排斥されることも決してできない、ということでもあります。それらの所有権取得方式は、国家に対しては適用にならないのです。

最後に、それは原則として譲渡することができず、その結果、差押えることもできません。なぜなら、最も重要な生産手段は国家以外に属することができませんし、それ以外の国有財産も流通から除外されており、民事取引の対象とするためにはあらかじめ法律の定める条件にのっとって流通におかれていなければならぬからであります。

国家的社会主義的所有権には、一定の新しいタイプの主要な物権が対応します。

(1) 社会主義的國家機関の直接管理権 *droit d'administration directe* この権利は、それぞれの機関に課せられた計画課題を実現するために必要になる物質的手段を当該機関に保障することを目的とするもので、国家的社会主義的所有の単一の資産の中から当該機関に割り当てられた財物についてのものです。社会主義的國家機関は、それらの財物について、法律によって定められる制限の範囲内で、かつ、その特質・活動目的・計画課題およびその財物の本来の用途に適合的に、占有・使用収益・処分をし、あるいはそれらの属性のいずれかを行使するのです。

所有権者たる国家が占有・使用収益・処分の属性を全面的に行使用するのと異なり、直接管理権の名義人である社会主義的國家機関は、それらの属性を、法律の制限内で、法人として設立

された目的の範囲内で、しかも、それに課せられた計画課題の実現のためにのみ行使するのであります。

社会主義的國家機関が直接管理権を付与された財物について行なう占有は、その主観的要素において所有権者の占有と異なります。それらの機関の占有の心素 *animus* は、直接管理権者として振舞う意思であって、所有権の名義人としてのそれ、つまり所有権者の占有に特有の心素ではないのです。使用収益の属性についても、所有権とは異なり、社会主義的國家機関は、自己に配分された財物を単に使用する権利しかもっておりません。しかも、それは、もっぱらその機関に課せられた計画課題を実現するためのものなのです。さらに、それらの機関は、目的物から果実や収益を収取る権利をもっておりません。それは、所有権者たる国家に属するのです。処分の属性については、社会主義的國家機関は、生産過程において、それに課せられた計画課題にに応じて、流動資産を消費する権利を有し、さらにはその義務さえ負っています。直接管理権の目的物を法的に処分する権利はその物の所有権者としての国家に属し、国家はその管轄部局を通じてこの処分権を行使します。社会主義的國家機関は、例外的に、一定の条件のもとで、固定資産・流動資産および生産物を譲渡することができます。すなわち、固定資産は役に立たなくなった場合に、流動資産は通常の生産需要を超過し

て過剰になった場合に、そして流通用の生産物についてはそれが計画的な分配の対象になっているか否かによって異なる条件にしたがって、譲渡されることができるよう。

直接管理権は、その財産〔権〕的性格の故に民法上の権利 *droit civil* であります。また、それは物権であります。というのは、その名義人つまり国家機関は、債務者の作為を介することなしに、すなわち他人の積極的給付が行われることなしに、自らが直接にそれを実現するからであります。しかしながら、直接管理権は、新しいタイプの物権です。なぜなら、それは、国家的所有権の分割されたもの *démembrement* ではありませんし、すべての者に対抗できるが国家に対してだけは対抗できないとされているからであります。こうしたことは、国家が、直接管理権を、国家機関のために、国家的所有の単一の資産の中から引き出された財物の配分という行政行為によって設定するのであって、民法上の行為によって設定するのではないということに起因しているのです（ここで行政行為とは法的に何等でない者の間の行為ということであり、民法上の行為とは法的に何等の者の間の行為をいいます。ここでの配分を行なうのは中央機関であって、国家機関はそれに従属するものであります〔から、この配分は行政行為ということになります〕。したがって、国家は、いつでも国家諸機関の間での財物の配分を

社会主義法における所有権のタイプと形式

変更することができます。それ故に、国家的社会主義的所有権は、この配分によって何ら分割されることにも、負担を課されることにもならないのです。というのは、分割を行なったり、所有権上に負担を設定したりできるのは、民法上の行為によってであって、行政法上の行為によってではないからであります。

(2) 国家が、その財物とくに土地について、協同組合または社会団体のために、無償で、期間を定めあるいは期間の定めなしに、付与する使用収益権 *droit de jouissance* この権利は、協同組合とりわけ農業生産協同組合に対してはその強化・発展のために、社会団体に対してはその社会的・文化的・体育的等々の目的の実現を容易にするために、付与されます。

この権利もまた、行政行為によって設定され、国家以外のすべての者に対抗しうる、新たなタイプの物権であります。国家は、この権利の行使についての法定の諸条件が遵守されない場合、または、国家の優先的利益がその終了を求める場合には、この権利を終了させることができます。

(3) 国家が、自然人のために、土地について付与する期間の定めのない使用収益権 これは、自然人の住宅の建設を容易にするためのものであります。

この権利もまた、新たなタイプの物権であります。住宅は、その建築主である自然人に属するのでありますが、この使用収

益権は、住宅の個人的所有権に対して付従性を有しています。したがって、この権利は、住宅所有権の法的諸条件に従属します。

五、協同組合的社會主義的所有権および

それに対応する新たなタイプの物権

協同組合的所有権は、一般的な社會主義的所有権概念を前提とした上で、生産手段および生産物を、法人の資格において、自己のものとし、かつ、それらの物について、社會主義的法律がそれに認める占有・使用収益・処分を、自己固有の権限により、自己固有の利益において行使するところの、各個の協同組合または社會団体の権利であると考えられています。

協同組合的所有権は、絶対的・排他的な権利ではありませんが、國家的社會主義的所有権よりもレベルの低い権利です。

この権利は、すべての者に対抗できませんが、國家に対しては、対抗できません。というのは、協同組合または社會団体の側から提起される所有物取戻訴訟の被告になった社會主義的國家機關は、不動産については取得時効、動産については善意占有による係争物の所有権取得をもってこれに対抗し、排斥することができずからであります。これに対し、協同組合的所有の生産手段を不法に占有する自然人は、「所有物取戻訴訟の」原告で

ある協同組合または社會団体に對してこれらの抗弁を援用することができません。こうした特質の説明は、社會主義法の一一般原則の中に見出されます。すなわち、その原則によれば、所有権が上位のカテゴリ（タイプまたは形式）から下位のカテゴリへ移行することは許されず、下位のカテゴリから上位のそれへの移行だけが可能とされています。

協同組合的所有権もまた、國家的社會主義的所有権と同じく、自然人あるいは協同組合や社會団体のための物権の設定によつて分割されることができないという意味で、排他的であります。ただし、協同組合的所有権は、國家のための物権の設定によつて分割されることは可能です。つまり、この側面では、その排他性は、國家的社會主義的所有権のそれよりも弱められているのです。

不動産および生産手段たる動産の協同組合的所有権は、時効にかかりません。協同組合および社會団体は、いつでもそれらの物の取戻を請求でき、消滅時効によつても、また不動産の取得時効または動産の善意占有による所有権取得によつても対抗されることがありません。ただし、國家による所有権取得の場合、この限りではありません。

最後に、協同組合的所有権は、以下に述べるようなさまざまな条件のもとで、讓渡可能であり、差押えも可能です。すなわ

ち、土地については、法律によって限定的に定められる一定の場合においてのみ譲渡されることができません。固定資産については総会の議決によって例外的に、流動資産についてはそれが過剰である場合に、譲渡が可能とされます。生産物の場合には、それが計画的配分の対象になっているときは一定の条件のもとで、そうでないときは自由に、譲渡されることができません。

協同組合的所有権にもまた、一定の新たなタイプの物権が対応します。

(1) 協同組合・社会団体またはそれらの連合体によって設立される補助的施設・企業に当該協同組合等が付与する財物についての補助的施設・企業の直接管理権 これらの補助的施設・企業は、それらの財物について、占有および使用収益を行なうことができますし、一定の範囲では処分さえすることができます。しかし、そうしたことも、それらの補助的施設・企業の設立の目的から必然的に定められる限界の範囲内においてのみ、行なうことができるだけであります。この権利は、協同組合または社会団体の内部での行政行為によって設定されます。この権利も、社会主義的国家機関のそれと同じように——勿論、協同組合的所有のレベルにおいてではありませんが——新たなタイプの物権であり、すべての者に対抗することができますが、この

社会主義法における所有権のタイプと形式

権利を設定し、それゆえ、終了させることもできる協同組合や社会団体に対しては対抗できません。つまり、この権利は、協同組合的所有権が分割されたものではないのです。

直接管理権はまた、労働組合的所有権の名義人としての社会主義国の労働組合が労働組合機関に付与した財物について、労働組合機関に属しております。

(2) 農業生産協同組合が組合員たる農民に無償で付与した土地についての組合員たる農民の使用収益権 この土地は、合理的に耕作されさえすれば、協同組合員に相当の副収入を保障することができます。この使用収益権によって、組合構成員は土地を占有し、耕作し、その果実さらには生産物を収取する物であります。この権利も新たなタイプの物権であって、農業生産協同組合の所有権が分割されたものではありません。というのは、この権利は、協同組合的法的諸関係の枠内で、農業生産協同組合の総会の議決によって設定されるのであって、組合は内部的土地組織の枠内で組合員間で土地区画の使用収益〔権〕を再分配する権利をもっているからであります。

六、個人的所有権

個人的所有権は、個人的消費のための財物および諸個人の物質的・文化的欲求をみたすことにあてられる個人的使用・便益

のための財物を自己のものとし、かつ、それらの物について、社会主義的法律がそれに認める占有・使用収益・処分⁽²⁾の権利を、自己固有の権限により、自己固有の利益において、行使する自然人の権利であります。

個人的所有権の特徴は、その淵源に關係してゐます。この権利の淵源は、(労働者の賃金や協同組合員に配分される生産物や金銭のように)社会主義的生産分野での社会構成員の労働の報酬であるか、あるいは(国家公務員の給与や知的創作物の作者に対する謝金などのように)社会主義的社会的利益のための労働に対する報酬であります。一九六四年のチェコスロバキア民法典第一二五条第一項および第二項は次のように規定しております。「個人的所有権の淵源は、何よりも、市民が社会の利益のために行なつた労働である」「不誠実な原因によつて獲得された財物は、個人的所有権に与えられる保護を受けることができない」と。

個人的所有権は、もっぱら個人的消費のための財物および個人的使用・便益のための財物のみを客体とし、生産手段を客体とはしません。これが個人的所有権のもう一つの特徴であります。しかしながら、この権利は、所有者およびその家族の個人的な欲求をみたすことにあてられる物を、他人の労働を用いることなしに生産するための小生産手段を客体にすることも認

められております。たとえば、一九六四年のポーランド民法典第一三二条第二項は次のように規定してゐます。「所有者およびその近親者の欲求をみたすために用いられる霧細生産施設の所有もまた個人的所有とみなされる」と⁽³⁾。

個人的所有権の第三の特徴は、その社会経済的な用途が、所有者およびその家族の個人的・物質的・文化的な欲求をみたすこと、とされている点であります。一九六四年のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国民法典第九三条第二項は「個人的所有は、市民の欲求を満足させる唯一の手段である」と定めてゐます⁽³⁾。つまり、個人的所有権は、他人の労働を搾取するために、投機的目的のためにも利用されることができないのです。同民法典第一〇五条第三項は、「市民の個人的所有に服している財物は、不労所得を生み出すために用いられることができない」との規定によつて、このことを示してゐます。

個人的所有「権」の淵源・客体および用途についてのこれらの特徴の個人的色彩が、この権利が個人的所有権とよばれることおよび社会主義的法律による保護を受けていることの理由を明らかにしてゐます。

「個人的所有」ということばは、一九五〇年以来すべての社会主義国の法律に採用されているのですが、ユーゴスラビア法だけは例外です。ユーゴスラビアの憲法典第二三条は「個人的

欲求すなわち消費または文化的欲求その他の個人的欲求をみたすことに用いられる財物についての所有権が市民に保障される」と規定しているのですが、ユーゴスラビア法は、個人的所有ということばを使っています。

自然人のみが個人的所有権の主体になることができます。このことは、個人的所有権の諸特徴のもつ個人的性格自体から生じています。

個人的所有権は、一人の人に排他的に属することもあれば、持分による共同所有（つまり共有）あるいは持分なしの共同所有（つまり総手的共有〔含有〕）のかたちで複数の人に属することもできます。

持分なしの共同所有は、社会主義国においては極めて広範に存在します。というのも、社会主義諸国では、法定夫婦財産制が、ほとんど例外なしに、婚姻期間中に有償で取得される財物の共通財産制をとっているからであります。

個人的所有権の客体は、所有権者およびその家族構成員の物質的・文化的欲求をみたすことにおいてられる極めて多様な財物によって構成されています。すなわち、労働から生ずる報酬および貯蓄、住宅、山岳・海浜・田園の別荘、家具、美術品、衣類、宝石、建物、楽器、テープレコーダ、ラジオ、テレビ、スポーツ用品、ミシン、台所用品、個人または家族用輸送機器（自

社会主義法における所有権のタイプと形式

動車・モーターバイク等）、職業用の道具・設備などがあげられます。これらの財物のほかに、協同組合員たる農民の屋敷（住宅および付属建物）付属地および小規模生産手段（生産用家畜および小農具）を付け加えておかなければなりません。住宅および付属建物の敷地ならびに庭園は、大部分の社会主義国において同様に協同組合員たる農民に個人的所有のかたちで属しています。ただし、ソ連とモンゴルは例外で、ここではすべての国土は国家に属しており、組合員たる農民は屋敷付属地内の土地について使用収益権の付与を受けているだけです。

個人的所有権は、社会主義的所有〔権〕から派生するのでありますが、その客体となっている財物に関する法律制度は、法律が特別の定めをしているのでない限り、民法典によって規定される制度であります。

個人的所有権に対応する物権は、それゆえ、民法典の規定する地上権・用益権・使用权・居住権・地役権・抵当権および質権であって〔新たなタイプの物権ではありません〕。

(1) 一九六五年のルーマニア憲法典第九条第三項は、「生産用家畜および小農具は、農業生産協同組合の規約にしたがって、協同組合構成員たる農民の個人的所有を構成する」と定めています。

(2) さらに、チェコスロバキア民法典第一二六条（個人的

所有は、市民の物質的・文化的欲求をみたすことに用いられる」およびポーランド民法典第一三二条第一項（個人の所有とは、所有権者およびその近親者の個人的・物質的・文化的欲求をみたすことにあてられる物の所有をいう）を参照せよ。

- (3) 個人的所有権の保護については、一九六五年ルーミア憲法典第三六条、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国民法典第一五一条、ポーランド民法典第一三九条、チエコスロバキア民法典第一三一条、ハンガリー民法典第一一五条があります。

- (4) これについては、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国民法典第一〇五、一〇六条、ポーランド民法典第一三二、一三三条、チエコスロバキア民法典第一二七―一二九条、ハンガリー民法典第九二条、ルーミア憲法典第三六条第二項参照。

七、私的所有権

社会主義法は、他人の労働の搾取を、嚴重に禁止していません。搾取の廃止こそが社会主義革命の本質にほかなりません。それゆえ、生産手段は集団に属さなければなりません。しかし、社会主義法は、それぞれの社会主義国によってさまざま

ですが、限られた範囲内で、ある種の生産手段について私的所有権を存続させております。しかし、ここで問題とされる私的所有権は、搾取の性質を奪われたそれです。というのは、所有権者が自己の所有する生産手段を利用して他人の労働を搾取することはできないからです。所有権者は自己およびその家族構成員の労働によってその生産手段を運用しなければなりません。

ソビエト連邦では、社会主義革命の翌日一九一七年一月八日の布告によって土地が国有化されており、私的所有の広がりには、取るに足りません。一九三六年のソビエト連邦憲法典第九條は、個人（経営）農民および家内労働手工業者の自己労働による小規模な私的経済活動を認めています。

ユーゴスラビアでは、憲法典が、農民に対して、その者の耕作する土地区画の私的所有を、一〇ヘクタールを越えないとの条件のもとで、保障しています。

ポーランドでは、農業生産協同組合がほとんど普及しておらず、小土地所有農民が極めて多数存在しています。

ヨーロッパのその他の社会主義国においては、限られた範囲内ではありますが、農民が自己およびその家族構成員で耕作する僅かばかりの土地の私的所有を保持しております。とくに、丘陵地帯や山岳地帯など、地形が土地の交換分合や農業機械の利用に適さないために農業生産協同組合の設立が不可能な地方

で、「私的所有権が存続されています」。

また、すべての社会主義国において、少数ではありますが、賃金労働力を用いずに家族構成員の援けを借りて自分自身が労働する作業場の私的所有権者である小規模手工業者が存在します⁽¹⁾。

〔これらの農民も小規模手工業者も〕いずれも、生産手段の所有者ではありませんが、他人の労働を搾取してはいません。

農民および手工業者の私的所有権と個人的所有権との間には、その淵源・客体および社会経済的用途において、明らかなきちがひがあります。すなわち、農民および手工業者の私的所有権は、個人的所有権と異り、社会主義的所有から派生したものではありませんし、また、この権利は、主として生産手段を客体とするのであって、個人的消費のための財物や個人的使用・便益のための財物を客体とはしません。さらに、私的所有権の社会経済的な用途は、本質において生産であって個人的消費ではないのです。

このようなちがいを別にすれば、これら二つの権利は、ともに他人の労働の搾取を全面的に排除して、所有権者自身の労働を基礎にしている点で似かよっております。このことから、農民および手工業者の私的所有権も法律の保護を受けていることの説明がつきます。たとえば、一九六五年のルーマニア憲法典第一条は「国家は、農業生産協同組合に加入することができ

ない農民に対して、協同化された農業〔と同一〕の条件のもとで、自己およびその家族によって耕作する土地の所有ならびに荷車用および生産用の家畜の所有を保障する。手工業者の、その者自身の作業場に対する所有も同様に保障される」と規定しています。ハンガリー民法典第九一条(一)もまた、明文で「個人的に労働する農民および手工業者の私的所有は、その者の労働によって取得される所有であるかぎり、国家の保護を受ける」と規定しています。

個人としての所有権者であるこれらの農民や手工業者によって実現される所得ならびにその所得に基づいて取得される個人的消費のための財物および個人的使用・便益のための財物は、個人的所有権の客体をなす財物についてのそれと同様の法制度に服します。その淵源が所有者およびその家族構成員の個人的労働であって、他人の労働の搾取ではない〔点で個人的所有権と同様である〕からです。

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国民法典第一一五条は、さらに「他人の労働を利用することなしに、自己労働に基づいて小規模企業を営む手工業者の所有には、法律が別に定める場合を除いて、市民の個人的所有に関する本法典の規則が適用される」と規定しています。

(1) この点については、ルーマニア憲法典第一条、ユー

ゴスラビア憲法典第二二条、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国民法典第一一五条、ポーランド民法典第一三〇条、ハンガリー民法典第九一条(一)、ブルガリア所有権法第二八条第二項参照。

八、むすび

この講演も予定の時間がきてしまいましたので、しめくくりをすることにしましょう。資本主義社会における単一の私的所有権は、社会主義社会においては次の三つの所有権におきかえられています。

〔第一は〕社会主義的所有権であります。これには二つの形式のものがあります。国家的社会主義的所有権と協同組合的な社会団体的社会主義的所有権がそれです。これは、生産の経済過程に対応しており、社会主義社会の所有権の特徴的かつ最高のタイプであります。

〔第二は〕社会構成員の個人的所有権であります。これは、社会主義的所有権から派生しており、消費の経済過程に対応しております。

〔第三は〕他人の労働を搾取せず、自己およびその家族構成員の労働に基礎をおく農民および手工業者の私的所有権であります。これは、それぞれの社会主義国によってさまざまです。

が、当分の間、限られた範囲内で存続されています。この権利は、生産と消費とに同時に対応しております。

社会主義社会を多面的に完成させるには、社会主義的所有を強化し、発展させることが要求されます。というのは、それが社会主義社会の目的であるところの社会構成員の充ち足りた生活〔を実現するため〕の前提条件であるからです。それゆえ、社会主義的所有の防衛が相応の法制度によって保障されているし、またそうすることが社会主義社会の構成員一人一人の基本的な義務とされているのであります。

〔訳者あとがき〕本稿は、ルーマニア・クルージュ・ナボカ大学法学部教授、元パリ第二大学有期教授、元ベルギー・ルヴァン大学有期教授、ルーマニア社会主義共和国政治・社会科学アカデミー正会員アウレリアン・ヨナスク Aurelian IONASCU 氏が、一九七五年一〇月七日に早稲田大学比較法研究所で行った講演の記録である。

ヨナスク教授は、民法・比較法を専門とする学者であるが、一九七五年一〇月三日に早大比較法研究所の招きで来日し、同月一八日に帰国されるまでの間に、本講演のほか、社会主義法研究会・家制度研究会(社会主義諸国の家族法)、日本土地法学会第五回大会(ヨーロッパ社会主義諸国における土地所有と土

地利用)、日本エキステイックス学会発会式(社会主義諸国における住宅建設のための土地利用)において、それぞれ標記の講演を行なわれた。このうち日本土地法学会における講演の記録は「土地問題双書5」(拙訳・有斐閣刊)に収録されており、日本エキステイックス学会における講演の内容はその第五章と同一旨である。また、これらの講演の総論ともいふべき「社会主義民法の基本制度」と題する小稿が、法学セミナー一九七六年三月号に掲載されている(拙訳)。

なお、本稿で傍点を付したのは、すべて講演原稿の原文でアウダー・ラインの付されている部分であり、注はすべて原注である。訳注・参考文献の注記等は一切省略したが、右に掲げた二つの拙訳に記したところを参照していただければ、幸いである。文中の()は原文に付されているものであり、「」は訳者の補った部分を示す。

最後に、本稿を翻訳するにあたっては、福島正夫教授、直川誠蔵教授、中村紘一助教授から、それぞれ極めて多くの御教示と御援助を受けたことをここに記して感謝の意を表させていただきます。もっとも、訳者がそれらの御教示を消化できたかどうかは別問題であって、この翻訳についての全責任が訳者にあることは当然である。